

## 県事業（県職員及び県費負担教職員のみ該当）

### 目次

- 1 個人型確定拠出年金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
  - Q 1 個人型確定拠出年金に加入するとき
  - Q 2 基礎年金番号のわかるものの写しを準備するとき
  - Q 3 事業主の証明した書類の送付先を指定したいとき
  - Q 4 第1号様式、第2号様式の同意書を用意するとき
  - Q 5 事業主証明書の事業主欄を記載するとき
  - Q 6 掛金の納付をするとき
  - Q 7 事業主証明を依頼するとき
  - Q 8 県教育委員会以外から転入したとき。
  - Q 9 県教育委員会以外へ転出したとき
  - Q 10 個人型確定拠出年金に加入後に公的年金が協会けんぽ等から公立学校共済組合に変更になったとき
  
- 2 財形貯蓄について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
  - Q 11 財形貯蓄をはじめたいとき
  - Q 12 積立金額を変更したいとき
  - Q 13 住所、氏名を変更したいとき
  - Q 14 お届印がわからなくなったとき
  - Q 15 証書（契約の証）を紛失したとき
  - Q 16 住宅及び年金の非課税適用の財形を中断したとき
  - Q 17 2年以上育児休業を取得するとき

## 1 個人型確定拠出年金について

### Q 1 個人型確定拠出年金に加入したいが、どうすればよいのか。

A 1 個人型確定拠出年金の積立を行う金融機関を決め、「第2号加入者に係る事業主の証明書（共済組合用）」の様式を金融機関から入手してください。

事業主の証明を厚生課共済経理グループで行いますので、必要事項をご記入のうえ、次の添付書類一式と併せて、毎月25日（閉庁日の場合、前閉庁日）までに送付してください。

25日までに到着した書類は所属あてご本人様に、翌月10日ごろに返送します。

添付書類 基礎年金番号の取得及び利用の取扱いに関する同意書（第1号様式）  
基礎年金番号等の提供に関する同意書（第2号様式）  
基礎年金番号のわかるもの（写）

提出先 〒231-8509  
横浜市中区日本大通33  
神奈川県教育委員会教育局行政部厚生課共済経理グループ

### Q 2 基礎年金番号のわかるものの写しとは何ですか。

A 2 年金手帳や年金定期便の写しです。

### Q 3 事業主の証明した書類を、自宅に返送できますか

A 3 返信用封筒に自宅住所及び氏名をご記入のうえ、切手を貼って同封してください。

### Q 4 第1号様式、第2号様式の同意書はどこにありますか

A 4 県所属は、全庁ポータル→ 所属ページ一覧(厚生課)→ 県の福利厚生制度→ 個人型確定拠出年金に同意書(第1号様式・第2号様式)があります。その他の所属は公立学校共済組合神奈川支部のお知らせからダウンロードできます。

### Q 5 事業主証明書の事業主欄はどのように記載すればよいでしょうか

A 5 事業主証明の際に、厚生課が記載しますので申出者や所属でのご記入は不要です。

**Q 6 掛金の納付について、給与天引対応はできないですか。**

A 6 給与システムの改修や給与処理日程などの課題があることから、対応が困難です。現状は個人払込でのご納付となります。

**Q 7 臨時的任用職員や会計年度任用職員（常勤以外）の事業主の証明も県教育委員会ですか**

A 7 公立学校共済組合の資格を有している臨時的任用職員は、県教育委員会で証明します。公立学校共済組合の資格のない臨時的任用職員及び会計年度任用職員は、年金の加入手続きを行っている学校事務センター・教育事務所などで証明となります。

**【給与支払者もしくは加入している共済組合が変更した場合】**

**Q 8 県教育委員会以外から転入したが手続きはどうしたらよいか。（例：知事部局から教育局へ異動や市町村教育委員会などから学校に転入）**

A 8 まずご本人様が個人型確定拠出年金ご加入の金融機関へ事業主が変更になった旨を連絡し、必要な手続きを確認します。お手続きの中で事業主証明が必要な場合は、事業主証明のご依頼を厚生課へしてください。

**Q 9 県教育委員会以外へ転出したが手続きはどうしたらよいか。（例：教育局から知事部局や学校から市町村教育委員会などへの転出）**

A 9 まずご本人様が個人型確定拠出年金ご加入の金融機関へ事業主が変更になった旨を連絡し、必要な手続きを確認します。お手続きの中で事業主証明が必要な場合は、転出先の事業所へ事業主証明のご依頼をしてください。

**Q 10 任用期間の延長等により、加入している公的年金が協会けんぽ等から公立学校共済組合になりましたが、個人型確定拠出年金の手続きは何か必要ですか。**

A 10 協会けんぽ等加入時に個人型確定拠出年金のお申込みしている場合は、ご本人様が個人型確定拠出年金ご加入の金融機関へ加入している公的年金が変更になる旨を連絡し、必要な手続きを確認します。お手続きの中で事業主証明が必要な場合は、事業主証明のご依頼を厚生課へしてください。

## 2 財形貯蓄について

**Q11 財形貯蓄の加入手続きについて教えて欲しい。**

A11 財形貯蓄には、一般財形、住宅財形、年金財形の3種類あります。

加入手続き等については、毎年5月下旬に所属にお送りする募集要項をご覧ください。同封の神奈川県財産形成貯蓄申込書 様式第1号-1（白色）に必要事項をご記入、押印のうえ厚生課共済経理グループまで提出してください。

令和2年度の募集の締切日及び積立開始は次のとおりです

募集の締切日	給料から積立開始月	期末勤勉手当から積立開始月
6月30日	8月	12月
8月14日	10月	12月
10月15日	12月	翌年6月
12月15日	2月	翌年6月

**Q12 財形貯蓄の積立金額の変更手続きについて教えて欲しい。**

A12 積立金額の変更の受付締切日及び金額変更される月は、上記の新規募集と同じです。

神奈川県財産形成貯蓄変更届 様式第2号-1（黄色）に必要事項をご記入、押印のうえ厚生課共済経理グループまで提出してください。

**Q13 住所及び氏名が変わりました。変更の手続きを教えてください。**

A13 神奈川県財産形成貯蓄変更届 様式第2号-1（黄色）に、該当する項目に必要事項をご記入、押印のうえ厚生課共済経理グループまで提出してください。

なお、財形の種類（一般・住宅・年金）ごとに様式第2号-1（黄色）を作成してください。

また、年金財形と住宅財形の住所及び氏名の変更をする時は、マイナンバーをご記入ください。

**Q14 財形貯蓄を解約しようとしたら、お届印がわからない。手続きについて教えてください。**

A14 神奈川県財産形成貯蓄変更届 様式第2号-1（黄色）により印鑑紛失の届と神奈川県財産形成貯蓄解約払出請求書 様式第3号-1（ピンク色）を一緒に提出してください。

**Q15 解約に必要な契約の証が見つかりません。どうすればいいのか。**

A15 契約の金融機関へ連絡し紛失等の手続きを行ってください。金融機関ごとに取り扱いが異なりますので指示に従ってください。

**Q16 住宅財形の積立を2年以上中断しています。どうなりますか。**

A16 住宅及び年金の非課税扱いの財形の中断は2年間です。2年以上経過した財形は課税解約または課税積立となりますので、ご注意ください。

(1)課税解約するとき

契約の証と神奈川県財産形成貯蓄解約払出請求書 様式第3号-1（ピンク色）を一緒に提出してください。その際様式第3号下部にある非課税貯蓄廃止申告書にも記載をお願いいたします。

(2)課税積立するとき

神奈川県財産形成貯蓄変更届 様式第2号-1（黄色）により積立再開の届と神奈川県財産形成貯蓄解約払出請求書 様式第3号-1（ピンク色）を一緒に提出してください。その際様式第3号下部にある非課税貯蓄廃止申告書にも記載をお願いいたします。

**Q17 育児休業を2年以上取得する予定ですが、手続きについて教えて欲しい**

A17 金融機関所定の育児休業等申告書と神奈川県の様式第2号-1（黄色）を育児休業等の期間の開始日の前々月11日から前月10日の間に厚生課に提出（必着）してください。